



9月号(No. 144)

発行

富田林市農業委員会

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000(代表)

[季刊1. 5. 9月]



改選後、農業委員会 初総会であいさつする 吉村 富田林市長

7月20日 本市農業委員会の初総会

(2、3ページに関連記事)

もくじ

- ▶ 新委員決まる…………… 2・3
- ▶ 特定生産緑地の指定に係る
手続きについて…… 4
- ▶ 全国農業新聞…………… 4
- ▶ 農業者年金…………… 4
- ▶ 富田林市農地賃借料情報…… 4



就任のご挨拶

会長 中谷 清

7月20日(月)に、新農業委員会法の施行後2回目の改選が実施された後の農業委員会総会におきまして、委員の皆様のご推挙をいただき、前回に引き続きまして、会長職という大役を拝命いたすこととなりました。

農業委員会は、農地の移転や転用に係る許認可事

新しい委員が決まりました

会長

中谷 清氏

副会長

東 幸一氏
浅岡 均氏

7月20日(月)に富田林市役所内の庁議室にて農業委員会総会が行われました。

今回は、平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行されて後、2回目の改選になります。同法の規定により、公募者(自薦又は農業者団体からの推薦)の中から、市長が市議会の同意を得て14名の農業委員を任命しました。

また、農地利用最適化推進委員については、農業委員会が、同様に公募者の中から7名を委嘱しました。

務や適正な農地管理の指導、権利調整などの業務のほか、平成28年から農地関連法改正が施行され、農地等利用の最適化推進に係る業務も担うこととなりました。

今農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者・担い手の減少、遊休農地の増加など大変厳しい状況にありますことから、各農業委員や農地利用最適化推進委員には、各地区でのこれらに関する意見集

委員の紹介

農業委員(14名)

- 木下 光夫 委員
- 花岡 忠弘 委員
- 山際 保則 委員
- 野浦 正之 委員
- 森井 義弘 委員
- 中谷 清 委員
- 北野 正治 委員
- 杉本 良民 委員
- 浅岡 均 委員
- 岡田 奈未子 委員
- 東 幸一 委員

約や調整に携わっていただき、農地の集約・集積、また農地を新たな担い手へと繋ぐ活動などが求められています。

各委員や地域の農業者の方々のご協力を得ながら、持続可能な農業を目指し、少しでも本市農業が活性化できますよう、両副会長とともに役員・委員一同まい進する所存でございますので、よろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

農地利用最適化推進委員(7名)

- 古川 伸隆 委員
- 林 成和 委員
- 林 光子 委員
- 仲谷 政一 委員
- 福田 義弘 委員
- 東 敏夫 委員
- 寺内 孝雄 委員
- 池田 辰弘 委員
- 山本 留似 委員
- 南 義信 委員



農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様

喜志地区



仲谷 政一
委員



木下 光夫
委員

川西地区



東 敏夫
委員



山際 保則
委員



野浦 正之
委員

富田林地区



福田 義弘
委員

新堂地区



花岡 忠弘
委員

錦織地区



森井 義弘
委員



北野 正治
委員

大伴地区



浅岡 均
委員



杉本 良民
委員

彼方地区



岡田 奈未子
委員



池田 辰弘
委員



山本 留似
委員



中谷 清
委員



寺内 孝雄
委員

中立委員



林 光子
委員

東條地区



東 幸一
委員



古川 伸隆
委員



南 義信
委員



林 成和
委員

特定生産緑地の指定に係る手続き

平成30年4月1日から特定生産緑地制度が施行され、生産緑地指定決定の日からまもなく30年を迎える生産緑地については、所有者等の意向を踏まえ、特定生産緑地の指定を行うことが可能となりました。

本市では、昨年9月に申請書類等を郵送し、10月1日より特定生産緑地の指定希望申請等の受付が始まっています。

生産緑地を所有されている方は、特定生産緑地の指定を希望するかどうかを判断していただき、どちらの場合におきましても受付期間内に手続きをお願いいたします。

●留意事項

・特定生産緑地の指定は、受付期間を過ぎてしまうと、**特定生産緑地の指定は不可能**となります。

・指定しない場合でも生産緑地は自動的に廃止されません。廃止には買取り申出の手続きが必要です。

●受付期間

・平成4年に生産緑地指定された方
令和4年(2022年)3月末日まで

・平成5年に生産緑地指定された方
令和5年(2023年)3月末日まで

・平成6年に生産緑地指定された方
令和6年(2024年)3月末日まで

●お問い合わせ先

市都市計画課 政策係
(内線453・451)

全国農業新聞

農業に役立つ情報が満載です。

ぜひ購読しましょう

★発行日 毎週金曜日

★購読料 月700円

★申込先 農業委員会事務局
まで

農 地 賃 借 料 情 報

平成31年4月から令和2年3月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、次のとおりとなっています。

【田の部】

平均額	最高額	最低額	データ数	備考 (使用貸借)
21,200円	46,300円	1,900円	188筆	52筆

【畑の部】

平均額	最高額	最低額	データ数	備考 (使用貸借)
17,300円	21,000円	14,000円	10筆	1筆

①賃借料水準の算出にあたっては、賃貸借における賃借料のみを収集の対象としており、使用貸借(無料)のデータは含まれていません。

また、標準的な賃借料を算出するため、全データの平均3倍を超えるものは特殊事情によるものとして除いています。

②金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

③この賃借料の水準は、賃借料の動向をお知らせするものです。実際の契約は、土地の広さ・形状・水利等の条件を勘案し、当事者間で賃借料を決定してください。

④賃借料を物納(水稲)している場合は、玄米30kg当たり7,000円に換算しています。